

東京大学大学院工学系研究科システム創成学専攻中尾研究室

助教 募集のお知らせ

職名及び人数	助教 1名
契約期間	2026年8月1日以降できるだけ早い時期～5年間
更新の有無	更新する場合があります。更新回数は1回、更新後の任期は2034年3月31日を超えない範囲とする。 更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	大学院工学系研究科 システム創成学専攻 中尾研究室（東京都文京区本郷7-3-1） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
業務内容	Beyond5G/6G（オール光・NTN・有無線通信）・コンピュータネットワーク・AI/ML 融合通信・ソフトウェア化・ネットワークセキュリティ、アプリケーション・サービスの構築など様々な構成要素技術の研究開発（重点研究） ・国内・国際機関との共同研究 ・通信キャリア、メーカー、事業会社との社会連携講座及び共同研究 ・教育支援 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。参考 博士修了／34万円～諸手当 賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円まで）の他、本学の定めるところによる。
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	1) 業務内容に関連する分野の博士号を保有する者（着任までに博士号取得予定者を含む）。 2) 業務遂行に十分な日本語能力を備え、日本語で研究内容の議論や文書の作成ができる者。 3) 実環境における利用を想定しつつ主体的に研究を推進できる者。 4) 情報科学、通信工学他の幅広い技術知見を融合して主体的に研究を推進できる者。 5) 推奨技術分野（モバイルネットワーク） ・ eMBB、URLLC、mMTCなどの次世代技術 ・ 測地・測位技術、運用・管理などに知見・経験がある者。 ・ 仮想化、トラフィック・制御、AI・機械学習などに知見・経験がある者。

提出書類	<p>1) 東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし、作成すること） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</p> <p>2) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書 https://drive.google.com/drive/folders/1mRhJk24Gz6oBhS8gwBPgAFW7j60NFjtu</p> <p>3) 業績リスト（学位論文、査読付論文、口頭発表、総説・解説、著書、特許等に分類し、共著者名、発表機関、巻（号）、発表年等も含めて記載すること）</p> <p>4) 主要原著論文別刷（コピー可）</p> <p>5) 推薦書（2通）</p>
提出方法	<p><郵送での提出の場合></p> <p>封筒の表に「システム創成学専攻中尾研究室 助教 応募書類在中」と朱書きし、応募書類を下記問い合わせ先宛郵送してください。</p> <p><メールでの提出の場合></p> <p>応募書類を電子ファイル添付の上、下記問い合わせ先メールアドレスに送付ください。</p>
応募締切	2026年4月30日(木)必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
問い合わせ先	<p>〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 大学院工学系研究科 システム創成学専攻 中尾研究室 担当：佐々木 TEL: 03-5841-8444 e-mail: pr@nakao-lab.org</p>
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募書類は本応募の用途に限り使用し、個人情報とは正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。 ・ 応募書類の返却はいたしません。 ・ 東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・ 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。